

湘南鎌倉医療ジャーナル投稿要綱

1. 名称
本誌は湘南鎌倉医療ジャーナル(Shonan Kamakura Journal of Medical Research)とする。
2. 発行
原則として年 1 回刊行する。
3. 投稿資格
筆頭著者または **corresponding author** は、本学の教職員(非常勤講師を含む)、学生、大学院生、本学関連団体職員および編集委員会が認めた者とする。
4. 執筆領域および投稿原稿
原稿は看護学、および教育・保健医療福祉全般にかかわる分野のもので未発表のものに限る。ただし学会発表など、学術論文ではない形で公表した研究については、その旨(学術集會名・発表日など)を明記すれば掲載可能とする。使用言語は日本語および英語とする。
 - (1) 原著論文
主題が明確で、独創的かつ理論的・実証的で新規の知見を含む学術論文
 - (2) 総説
特定のテーマについて内外の知見を多面的に集め概観し、総合的・独創的に概説したもの
 - (3) 報告(研究報告・実践報告・症例報告・事例報告・事業報告)
学術的に示唆に富む事例や、調査研究、報告
 - (4) 資料
研修・視察報告など、一定の参考になると思われるもの
 - (5) その他
翻訳・研究動向・書評など委員会が認めたもの
5. 研究倫理と法令順守
 - (1) ヒトおよび動物を対象とする研究は倫理的に配慮され、所属機関の倫理委員会の承認を得ており、その旨を本文中に明記すること。
 - (2) 投稿時の利益相反(COI)状況について明記すること。該当しない場合はその旨を記載すること。
 - (3) 科研費などの助成により得た研究成果を発表する場合は、当該助成事業のルールに従い、助成を受けた旨、課題番号等を明記すること。
 - (4) その他、一般的に研究者倫理にかかわることや、研究に関する法令を遵守していること。
 - (5) 二重投稿、分割投稿、剽窃、捏造、改ざん、個人情報暴露はすべて不可とする。
6. 査読
原著論文、総説、報告は査読制とする。査読は委員会が委嘱する専門研究者2名の査読者により、論文の独創性、妥当性、新規性等を審査し、その結果に基づき編集委員会が採否を決定する。委員会が必要と認めた場合は、査読後に修正を求めることがある。査読は原則として2回までとする。資料とその他は編集委員会による編集者校閲により採否を決定する。
7. 原稿の提出
 - (1) 電子媒体での提出: Microsoft Office Word で記載したファイルにその PDF を添えて本誌編集委員会に送信する。

送信先、送信方法およびセキュリティに関することは論文投稿申し込みをいただいた時に示す。

(2) 印刷体での提出:印刷体として正本1部の他に副本(表紙から著者名や連絡先、所属など、著者を特定できる情報を削除したもの)2部を提出する。また、副本の本文中において著者が特定されると思われる箇所は伏せるようにする。

(3) 原稿の作成方法などの詳細は、委員会が定める執筆要領による。

(4) 原稿は電子的送信・郵送・直接持参のいずれかの方法で提出する。郵送する場合は封筒に「投稿原稿在中」と朱書きし、書留郵便とする。受領後、平日3日以内に受領確認メールを送信する。確認メールが届かない場合は、問い合わせ先に連絡する。

(5) 原稿の提出先および問い合わせ先

〒247-0066

神奈川県鎌倉市山崎 1195-3

湘南鎌倉医療大学 湘南鎌倉医療

ジャーナル編集委員会

電話 0467-38-3131(代)

Eメール journal@sku.ac.jp

8. リポジトリでの公開

掲載された投稿論文等は、リポジトリでの公開を原則とする。

このため、論文等に第三者の著作物(図版・図表等)が含まれる場合は、著者がその著作権に係る処理を行わなければならない。

9. 著作権

本ジャーナルに掲載された論文等の著作

権は著者に帰属するが、著者は、大学が雑誌刊行・リポジトリ公開することについて了承したものとする。

10. 掲載料

規定に定める範囲内の枚数の投稿論文については掲載料を徴収しない。ただし、特殊な図表等で特別な費用を必要とした場合には実費を徴収することがある。

11. 執筆要領

執筆要領については別に定める。

12. 掲載原稿

提出した論文の掲載が決定した場合、著者は原稿と図表のデジタルデータを委員会に提出する。(詳細は別途指示する。)

13. 著者校正

原則 2 回とし、大幅な変更や加筆は認めない。

14. 要綱に記さない事態が生じた場合は、編集委員会が判断する。

15. この要綱の改廃は、編集委員会の議を経て編集委員長が行う。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。